

# 空家の相談 無料

# はじまる!

市川市では、「市川市空家等の有効活用等に関する相談業務協定」を一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部・公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部と締結し、空家等の活用について無料相談を開始しました。相談内容は下記のとおりです。

1

空家・空き地の状態から  
活用方法等の提案



2

売買  
賃貸 適正管理



3

リフォーム  
増改築 解体等



## 書面での申込み

「空家等の有効活用等に関する  
相談申込兼情報提供同意書」(右記2次元コード)  
に必要事項を記入してご提出ください



持参の場合 ▶ 市川市役所第2庁舎2階 空家対策課

郵送の場合 ▶ 〒272-0023 千葉県市川市南八幡 2-20-2  
市川市 空家対策課

▶ 申込後、協定団体の相談員より連絡させていただきます

## インターネットでの申込み



▲ こちらから

- ・市内に空家を所有している方及びその親族の方が対象となります
- ・現地調査は簡易なものになります
- ・申し込み状況により、相談までに日時を要する場合があります
- ・現地調査の場合は空家の鍵を持参ください

